

太字・下線＝従来の措置に追加して措置

- 掲載物件の届出番号の確認等が適切に行われていないと認めるとき、業務改善命令等

- 住宅宿泊事業者から通知のあった届出番号、商号等及び物件の所在地が、
 - ①都道府県等から送付された届出番号の通知や標識の写し又は、
 - ②民泊制度運営システムのデータベースの情報と同一か照合した上で仲介サイトへ掲載※【ガイドライン改正】
- 届出番号等物件の適法性に関する情報を仲介サイトに表示

